1

に第百十五条の四十五の三第二項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次の介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の四十五第一項第一号及び第二項第四号並び〇厚生労働省令第百七十六号 ように定める。

厚生労働大臣

田村 憲久

介護保険法施行規則の一部を改正する省令令和二年十月二十二日

改

正

後

改

Œ.

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)

生労働省令で定める被保険者)(法第百十五条の四十五第一項第一号の厚
労働省令で定める被保険者)
1 1 2 2 2 1 2 3
第百四十条の六十二の四 法第百十五条の四
生.
被保険者は、次のいずれかに該当する被保
険者とする。
•二 (略)
(新設)
(法第百十五条の四十五第二項第四号の厚
生労働省令で定める事業)
第百四十条の六十二の八 法第百十五条の四
十五第二項第四号の厚生労働省令で定める
事業は、次に掲げる事業とする。
要 主 而 み 注

官

(削る)

(削る)

(削る)

四三

略

医療・介護関係者間の情報の共有を支

(新設)

医療・介護関係者を支援する事業 を行う事業その他の地域の実情に応じて 及び当該知識の向上のために必要な研修 在宅医療・介護連携に必要な知識の習得 援する事業、医療・介護関係者に対して、

同じ。)に相当する額

在宅医療及び介護に関する施策との連携を 図るものとする。 (同号に規定する事業を除く。)その他の

うものとする。)、並びに医療・介護関係 療・介護関係者」という。)と共同して行 の他の関係者(以下この条において「医 介護連携に関する施策の企画及び立案 係者の連携(以下「在宅医療・介護連携」 者に対して周知を行う事業 整理及び活用、課題の把握、在宅医療・ という。)に関して、必要な情報の収集、 に必要な当該提供に携わる者その他の関 (医療関係者及び介護サービス事業者そ 地域における在宅医療及び介護の提供

> る情報の収集、整理及び活用を行う事業 地域における在宅医療及び介護に関す

療・介護関係者」という。)により構成さ る必要な施策を検討する事業 に関する課題の把握及びその解決に資す 当該提供に携わる者その他の関係者の連 る在宅医療及び在宅介護の提供に必要な れる会議の開催等を通じて、地域におけ の他の関係者(以下この条において 医療関係者及び介護サービス事業者そ (以下「在宅医療・介護連携」という。)

係者に周知する事業 び立案し、当該方策を他の医療・介護関 みの構築に向けた具体的な方策を企画及 療及び在宅介護が円滑に提供される仕組 医療・介護関係者と共同して、在宅医

援する事業 医療・介護関係者間の情報の共有を支

略)

業の向上のために必要な研修を行う事ー知識の向上のために必要な知識の習得や当該療・介護連携に必要な知識の習得や当該

号に掲げる事業に応じて、当該各号に掲げ 定めるところにより算定する額は、次の各 る額とする。 十五の三第二項に規定する厚生労働省令で

定する基準に従う事業 イ及び口に掲げ る事業に応じて、それぞれイ及び口に掲 第百四十条の六十三の六第一号イに規

の範囲内で別に定める場合にあって の額とする。次号イにおいて同じ。)の は、当該事業のサービスに要した費用 ビスに要した費用の額を超えるとき する。)(当該額が現に当該事業のサー 別に定める場合にあっては、その額と 村が当該算定した費用の額を勘案して 用の額を勘案して厚生労働大臣が定め 相当するサービスに要する平均的な費 護予防訪問介護」という。)又は同条第 定する介護予防訪問介護(以下「旧介 前法」という。)第八条の二第二項に規 改正前の法(以下「平成二十六年改正 推進法」という。)第五条の規定による 第八十三号。以下「医療介護総合確保 備等に関する法律(平成二十六年法律 百分の九十(市町村が百分の九十以下 る基準により算定した費用の額(市町 下「旧介護予防通所介護」という。)に 七項に規定する介護予防通所介護(以 な確保を推進するための関係法律の整 第一号訪問事業又は第一号通所事業 地域における医療及び介護の総合的 その割合とする。次号イにおいて

(削る)

労働省令で定めるところにより算定する (法第百十五条の四十五の三第二項の厚生

労働省令で定めるところにより算定する

(法第百十五条の四十五の三第二項の厚生

他の市町村との広域的な連携に資する

第百四十条の六十三の二 法第百十五条の四

る事業に応じて、それぞれイ及び口に掲 定する基準に従う事業 イ及び口に掲げ

推進法」という。)第五条の規定による 第八十三号。以下「医療介護総合確保 が定める基準の例により算定した費用 第二項第一号に規定する厚生労働大臣 係る平成二十六年改正前法第五十三条 七項に規定する介護予防通所介護(以 護予防訪問介護」という。)又は同条第 定する介護予防訪問介護(以下「旧介 前法」という。)第八条の二第二項に規 改正前の法(以下「平成二十六年改正 備等に関する法律(平成二十六年法律 な確保を推進するための関係法律の整 第一号訪問事業又は第一号通所事業 地域における医療及び介護の総合的 「旧介護予防通所介護」という。)に

第百四十条の六十三の二 法第百十五条の四 十五の三第二項に規定する厚生労働省令で

号に掲げる事業に応じて、当該各号に掲げ 定めるところにより算定する額は、次の各 る額とする。 第百四十条の六十三の六第一号イに規

合にあっては、その割合とする。 いて同じ。)の百分の九十(市町村が百 に要した費用の額とする。次号イにお を超えるときは、当該事業のサービス 当該事業のサービスに要した費用の額 以下の範囲内で別に定める場合にあっ の額(市町村が当該算定した費用の額 イにおいて同じ。)に相当する額 分の九十以下の範囲内で別に定める場 ては、その額とする。)(当該額が現に

報

官

(法第五十八条第二項に規定する平均予防支援に要する平均的な費用の額) 第一号介護予防支援事業 指定介護 あっては、その割合とする。 の百以下の範囲内で別に定める場合に を超えるときは、当該事業のサービス の額を勘案して別に定める場合にあっ 費用の額(市町村が当該算定した費用 的な費用の額をいう。)を勘案して厚生 おいて同じ。)に相当する額 いて同じ。)の百分の百(市町村が百分 に要した費用の額とする。次号口にお 当該事業のサービスに要した費用の額 ては、その額とする。)(当該額が現に 労働大臣が定める基準により算定した 次号口に

び口に掲げる額 口に掲げる事業に応じて、それぞれイ及 ハに規定する基準に基づく事業 イ及び 第百四十条の六十三の六第一号ロ又は 第一号訪問事業又は第一号通所事業

市町村が定める額 分の九十に相当する額を基準として、 める基準により算定した費用の額の百 第一号介護予防支援事業 前号口に 前号イに規定する厚生労働大臣が定

三 第百四十条の六十三の六第二号に規定 当する額を基準として、市町村が定め 規定する厚生労働大臣が定める基準に より算定した費用の額の百分の百に相

げる事業に応じて、それぞれイからハまする基準に従う事業 イからハまでに掲 でに掲げる額 た費用の額とする。)に市町村が定める るときは、当該事業のサービスに要し 勘案して市町村が定める基準により算 定める基準により算定した費用の額を第一号イに規定する厚生労働大臣が 割合を乗じて得た額に相当する額 業のサービスに要した費用の額を超え 定した費用の額(当該額が現に当該事 第一号訪問事業又は第一号通所事業

> は、その額とする。)(当該額が現に当 額(市町村が当該算定した費用の額以定める基準の例により算定した費用の あっては、その割合とする。 百以下の範囲内で別に定める場合に 要した費用の額とする。次号口におい 超えるときは、当該事業のサービスに 該事業のサービスに要した費用の額を 下の範囲内で別に定める場合にあって おいて同じ。) に相当する額 て同じ。)の百分の百(市町村が百分の 八条第二項に規定する厚生労働大臣が 第一号介護予防支援事業 法第五十

二 第百四十条の六十三の六第一号ロ又は 口に掲げる事業に応じて、それぞれイ及 び口に掲げる額 ハに規定する基準に基づく事業 イ及び

の百分の九十に相当する額を基準とし める基準の例により算定した費用の額 第一号訪問事業又は第一号通所事業 前号イに規定する厚生労働大臣が定 市町村が定める額

例により算定した費用の額の百分の百 規定する厚生労働大臣が定める基準の第一号介護予防支援事業 前号口に に相当する額を基準として、 市町村が

げる事業に応じて、それぞれイからハま する基準に従う事業 イからハまでに掲 でに掲げる額 第百四十条の六十三の六第二号に規定

現に当該事業のサービスに要した費用 村が定める割合を乗じて得た額に相当 ビスに要した費用の額とする。)に市町 の額を超えるときは、当該事業のサー 準により算定した費用の額(当該額が 定める基準の例により算定した費用の 額以下の範囲内で、 第一号訪問事業又は第一号通所事業 第一号イに規定する厚生労働大臣が 市町村が定める基

当該事業のサービスに要した費用の額 の額(当該額が現に当該事業のサービ 町村が定める基準により算定した費用 により算定した費用の額を勘案して市 とする。)に市町村が定める割合を乗じ スに要した費用の額を超えるときは、 に規定する厚生労働大臣が定める基準 て得た額に相当する額 第一号介護予防支援事業 第一号口

2 市町村が当該厚生労働大臣が定める額を勘 のサービスの専門性等を勘案して、ふさわ 案して別に額を定める場合においては、そ しい額となるよう定めるものとする。 市町村は、前項第一号イ又は口において

3 5 5

口 の例により算定した費用の額以下の範 た費用の額とする。) に市町村が定める るときは、当該事業のサービスに要し 業のサービスに要した費用の額を超え 定した費用の額(当該額が現に当該事 囲内で、市町村が定める基準により算 に規定する厚生労働大臣が定める基準 割合を乗じて得た額に相当する額 第一号介護予防支援事業 第一号口

2

市町村が当該厚生労働大臣が定める額の範 しい額となるよう定めるものとする。 のサービスの専門性等を勘案して、ふさわ 囲内で別に額を定める場合においては、 市町村は、前項第一号イ又は口において そ

この省令は、

令和三年四月一日から施行する。